

公募型ヒアリング調査（サウンディング）実施要項

[山梨県立あゆみの家の民間移譲]

令和2年10月

山梨県 福祉保健部 障害福祉課

山梨県立あゆみの家の民間移譲に向け、

民間事業者の皆さまを対象に、公募型ヒアリング調査(サウンディング)を実施します。

1 公募型ヒアリング調査（サウンディング）の目的

山梨県立あゆみの家（以下「あゆみの家」という。）は、平成19年1月に開設され、現在は指定管理者制度に基づき「社会福祉法人蒼溪会」が運営している施設です。

山梨県では、民間活力の活用を図ることを目的としてあゆみの家を令和3年度から民営化するため、本年7月に1回目の公募を実施しましたが応募者がいなかったことから、9月に再公募を実施したところです。再公募においても応募者がいなかったことから、再々公募を実施することとし、民間事業者の皆さまからのご提案やご意見を踏まえ、応募の障壁となる条件を緩和することで、実現性の高い公募条件の整理を進めていきたいと考えています。

そこで、民間事業者の皆さまを対象に公募型ヒアリング調査（サウンディング）を実施しますので、是非ご意見をお寄せください。

「サウンディング」とは

今回実施するサウンディングは、山梨県が民間事業者の皆さまの意見を収集することで、考え方や参入意欲等を把握し、あゆみの家の民営化に向けた実現性の高い公募条件の整理に活用することを目的としたものです。

したがって、実際にあゆみの家を取得し、管理運営を行う民間事業者を募集するものではありません。

2 サウンディングの概要

(1) 趣旨

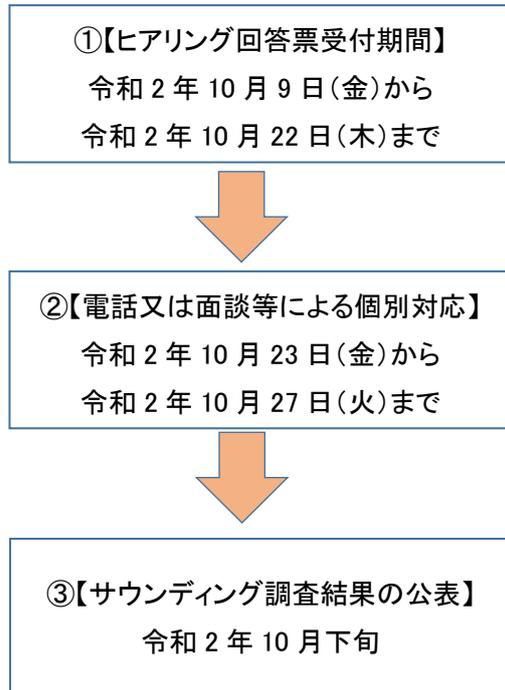
以下の資料等の内容をもとに、公募条件の概要（素案）に対するご意見をいただき、実現性の高い公募の実施に向けた情報資産として活用するとともに、民間事業者の参入意欲等を把握するなど、市場性を調査するものです。

- ・「別紙1」対象施設の概要について
- ・「別紙2」公募条件の概要について
- ・「別紙3」山梨県立あゆみの家の移譲に係るプロポーザル再公募実施要項

(2) 対象者

あゆみの家の建物を取得し、精神障害者の自立訓練（宿泊型）や短期入所等のサービスを運営する意向のある法人

(3) サウンディングの流れ（予定）



- ① 「別紙1」「別紙2」及び「別紙3」の内容を踏まえて、別添「ヒアリング回答票」を作成し、電子メールにより送付してください。（送付先は「4 ヒアリング回答票送付先・その他連絡先」参照）
⇒ その他の添付資料等がある場合は、電子メールに添付するか郵送にて送付してください。
- ② 「ヒアリング回答票」の内容を確認後、必要に応じて電話又は面談による個別ヒアリングを実施します。
- ③ サウンディング結果については、サウンディングに参加された民間事業者の名称を非公表とし、その概要を山梨県ホームページで公表します。
⇒ 参加された民間事業者のノウハウに配慮して、公表にあたっては、事前に参加された事業者へ公表内容の確認を行います。

3 留意事項

(1) 参加実績及びサウンディング内容の取扱い

- ・サウンディングへの参加実績は、今後の事業者選定の評価等に影響を与えるものではありません。
- ・サウンディングの内容は、実現性の高い公募の実施に向けて参考とさせていただきます。ただし、県及び提案者ともに対話での発言は、あくまでサウンディング実施時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことを予めご了承ください。

(2) サウンディングに関する費用及び説明資料の提出

- ・サウンディングへの参加に要する費用は、参加される事業者に負担していただきます。
- ・ヒアリング回答票をはじめ、ご提出いただいた資料は返却いたしません。
- ・ご提出いただいた資料やサウンディング時のアイデア等に関しては、山梨県に対して何ら権利が発生しないものとします。

(3) 追加のサウンディング等への協力

- ・必要に応じて追加のサウンディング（文書照会含む）やアンケート等を行うことがあります。ご協力をお願いします。

(4) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、サウンディングの対象者として認めません。

- ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（令和 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員である者

4 ヒアリング回答票送付先・その他連絡先

山梨県福祉保健部障害福祉課 担当：若野

住 所 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号

電 話 055-223-1463

F A X 055-223-1464

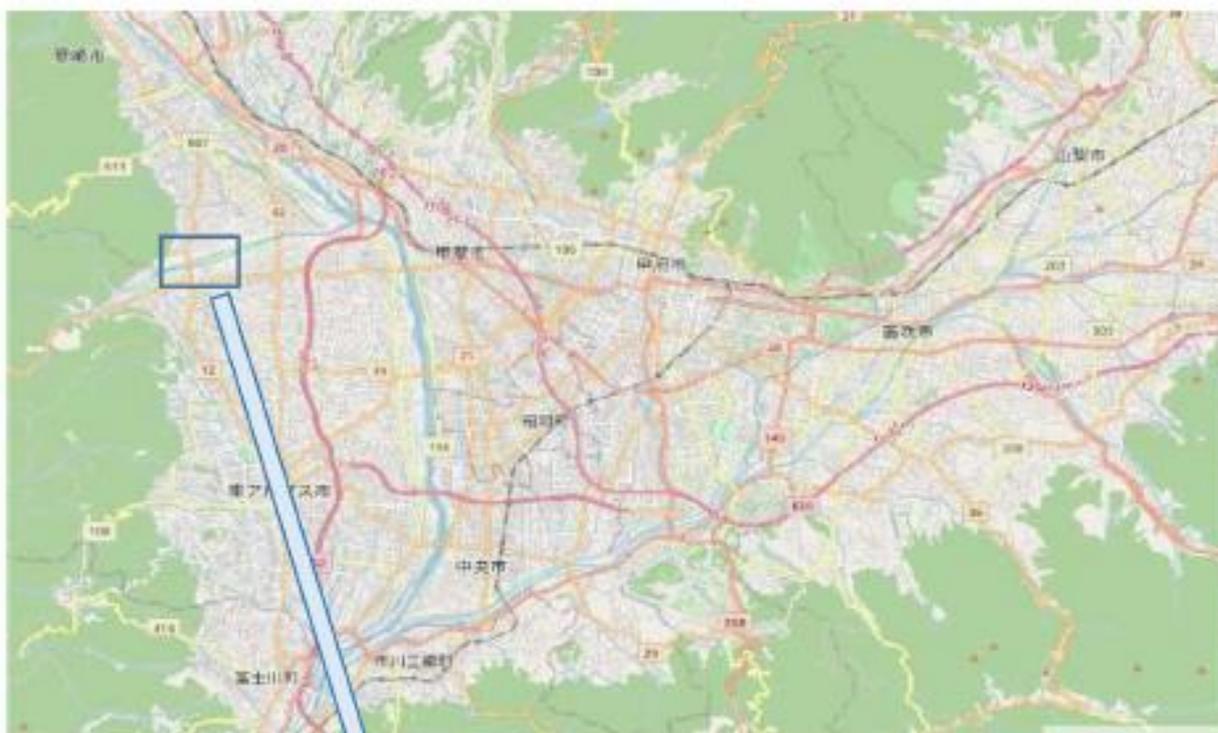
E メール shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

名 称	山梨県立あゆみの家
所 在 地	山梨県韮崎市旭町上条南割3314-13
業務内容	次に掲げる事業のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者に係るものに関する業務を行うものとする。 1 短期入所を行う事業 2 自立訓練を行う事業 3 前号に掲げる事業を利用する者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の規則で定める便宜を供与する事業
敷地面積	1,602.41㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造 (建物の構造等は*資料4「建物等一覧表」のとおり)
建物面積	492.79㎡ (内訳は*資料4「建物等一覧表」のとおり)
工 作 物	アスファルト舗装 外 (内訳は*資料4「建物等一覧表」のとおり)
建築年月日	平成18年11月29日
開 設	平成19年1月
定 員	短期入所業務 2名 自立訓練業務 22名 自立訓練(宿泊型)業務 20名
備 品	リフレッシュチェア 外 (内訳は*資料5「備品一覧表」のとおり)

- ・表中に記載のある*資料4, 5は、別紙3「山梨県立あゆみの家の移譲に係る公募型プロポーザル再公募実施要項」の資料ですので、そちらを参照してください。

(概略図)

住所 山梨県基崎市旭町上條南割3314-13



(1) 移譲先事業者の条件（案）について

次のいずれかに該当する法人であること。

- ・山梨県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人であること。
- ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項の第一種社会福祉事業のうち、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害者支援施設の運営経験を3年以上有すること。
- ・社会福祉法第2条第3項の第二種社会福祉事業のうち、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスの運営経験を3年以上有していること。
- ・施設の運営に意欲を有し、継続的・安定的な運営をすることについて、資金の調達、人材の確保等が十分に可能であること。

(2) 運営に関する条件（案）について

① 運営開始日

令和3年4月1日とする。

② 既存業務の継続

(i) 短期入所事業

⇒ 別紙1「対象施設の概要について」の業務内容に掲げる1の業務

(ii) 自立訓練事業

⇒ 別紙1「対象施設の概要について」の業務内容に掲げる2の業務

(iii) 宿泊型自立訓練事業

⇒ 別紙1「対象施設の概要について」の業務内容に掲げる3の業務

③ 定員

移譲時点（令和3年4月1日）の定員は、次のとおりとする。

短期入所事業：2名、自立訓練事業：22名、宿泊型自立訓練事業：20名、

なお、移譲時点以降に定員を変更する場合は、山梨県と事前に協議した上で利用者等とよく協議を行い、その理解を得るとともに、職員数や施設の面積等を勘案し、良好な施設運営が可能な状態を前提とした定員に設定すること。

④ 現行利用者の継続利用及び新たな利用者への対応

令和3年3月31日時点の利用者の移譲後の継続利用について、利用者本人の意思又は支援者が利用者本人を補佐して行う意思の表明に反し、拒否することは不可とする。

なお、新たな利用者を受け入れる場合は、その障害の特性等に応じた適切な対応を行うこと。

⑤ 施設の名称

施設の名称については、利用者及び山梨県と協議の上、決定し適切な手続を行うこと。

(3) 移譲に伴う不動産の取扱い（案）について

① 土地について

土地は、地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下、「病院機構」という。）の所有地であり、土地については、病院機構からの売却もしくは、有償貸付となる予定である。

土地については、令和3年4月1日までに、移譲先事業者と病院機構とで、土地にかかる売買契約又は有償貸付契約を締結することを想定している。

なお、有償貸付とする場合、自動更新条項付きの10年間（原則）の貸付契約となる予定である。

【土地の概要】

土地種目：宅地

面積：1,602.41 m²

(1) 売却価格 17,300,000円

(2) 貸付料 年額 1,127,383円

また、貸付期間の満了に伴い土地賃貸借契約が終了する場合は、その時点の時価により病院機構から購入するものとする。

② 建物について

建物及び工作物を一括して運営事業者へ有償譲渡することを想定している。

サウンディングを通じて得た情報等を踏まえ、売却代金の納付方法を含め今後検討する予定である。

なお、移譲後の建物の維持管理については、すべて移譲先の事業者の責任において行うものとする。

・売却価格 74,623,000円（建物及び工作物価格の合算）

③ 土地・建物の価格は不動産鑑定によるものであり、価格の見直しは想定していない。

(4) 移譲スケジュール(案)について

① 公募について

サウンディングを通じて得た情報等を踏まえ、公募条件及び選定手続きについて見直しを行い、再々公募を実施する予定であり、現時点で公募については次の予定を想定している。

- ・公募要項の公表 令和2年11月4日(水)
- ・公募要項の配付 令和2年11月4日(水)から12月16日(水)
- ・受付期間 令和2年11月4日(水)から12月16日(水)

② 移譲について

候補者の審査から令和3年4月1日の運営開始までの手続きは、次の予定を想定している。

- ・応募書類の審査(一次審査) 令和2年12月中旬
- ・提案内容の審査(二次審査) 令和2年12月下旬
- ・候補者の決定・仮契約締結 令和2年12月下旬から令和3年1月上旬
- ・移譲に係る説明、業務引継 令和3年1月から3月まで
- ・移譲に係る県議会議決・本契約 令和3年3月
- ・購入代金の納付 令和3年3月末まで
- ・運営開始 令和3年4月1日